

国土館大学大学院入学試験問題用紙

修士課程

社会人選考

研究科	専攻	試験科目	参考書等持込
法学研究科	法学専攻	小論文Ⅰ（志望専修科目の基礎）民事手続法研究A	不可

共同訴訟人独立の原則について、具体例を挙げて論述しなさい。

【参照条文】

民事訴訟法第三八条（共同訴訟の要件） 訴訟の目的である権利又は義務が数人について共通であるとき、又は同一の事実上及び法律上の原因に基づくときは、その数人は、共同訴訟人として訴え、又は訴えられることができる。訴訟の目的である権利又は義務が同種であって事実上及び法律上同種の原因に基づくときも、同様とする。

民事訴訟法第三九条（共同訴訟人の地位） 共同訴訟人の一人の訴訟行為、共同訴訟人の一人に対する相手方の訴訟行為及び共同訴訟人の一人について生じた事項は、他の共同訴訟人に影響を及ぼさない。

国士舘大学大学院入学試験問題用紙

修士課程

社会人選考

研究科	専攻	試験科目	参考書等持込
法学研究科	法学専攻	小論文Ⅱ（志望専修科目の基礎）民事手続法研究A	不可

Xは、Zが保有し運転する自動車とY₁が保有しY₂が運転する自動車が交差点で衝突した反動により傷害を受けたとして、ZおよびYらを共同被告とする損害賠償請求訴訟を提起した。第一審は、XのZに対する請求はほぼ全部認容したが、Yらに対する請求を棄却した。Zは、自らについての控訴はしなかったが、XがYらに対して控訴した。そこで、ZがYらにも責任があるとして補助参加することができるかについて論述しなさい。

【参照条文】

民事訴訟法第四二条（補助参加） 訴訟の結果について利害関係を有する第三者は、当事者の一方を補助するため、その訴訟に参加することができる。